五　第七条の三第二項第三十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	五　常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際に現に高圧ガス保安法第五条の許可を受け、又はその許可を申請している者に係る製造施設については、第一条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第七条の三及び第二条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第七条の三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第六項第二号、第二十八条第二項、第三十八条第一項から第三項まで及び第四十八条並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二十一条第四項において準用する同条第二項の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（監事の調査の対象となる書類） **第一条の二の二**　機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号。以下「機構法」という。）の規定に基づき経済産業大臣に提出する書類とする。	［新設］
（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　機構法第十一条第一項第一号に規定する工業製品その他の物資に関する技術上の評価に関する事項 二～八　［略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の三**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号。以下「機構法」という。）第十一条第一項第一号に規定する工業製品その他の物資に関する技術上の評価に関する事項 二～八　［略］
（財務諸表） **第十一条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。	（財務諸表） **第十一条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。